

許可を受けないで建設業を営む者に対する指導及び監督の基準

一 趣旨

本基準は、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）による不正行為等について、知事が指導又は監督を行う場合の統一的な基準を定めることにより、無許可業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 無許可業者に対しても適用される法の規定

無許可業者に対しても適用される法の主な規定は、以下のとおりである。

1 知事による指示処分及び営業停止処分（法第二十八条第二項及び第三項）

県内で建設工事を施工している無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、請負契約に関して著しく不誠実な行為（悪質、重大な手抜き工事や契約不履行等）があった場合には、知事が当該無許可業者に対して指示処分又は営業停止処分を行うことができることとされている。

2 利害関係人による知事に対する措置要求（法第三十条第二項）

県内で建設工事を施工している無許可業者に1に該当する事実があった場合は、利害関係人が知事に対し、その事実を申告し、適切な措置を取るべきことを求めることができることとされている。

3 知事による報告徴収及び立入検査（法第三十一条）

知事は、特に必要があると認めるときは、許可の有無に関わらず、県内で建設業を営む者から報告を徴収し、職員に立入検査を行わせることができることとされている。

4 公正な請負契約の締結義務、請負契約の書面締結義務等（法第十八条及び第十九条）

請負契約の当事者は、請負契約の締結に当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行し、かつ、当該契約の締結に際しては、工事内容や請負代金の額等法律で定められた事項を記載した書面に署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされている。

5 建設工事紛争審査会による紛争解決（法第二十五条等）

建設工事の請負契約に関して紛争がある場合には、国土交通省及び各都道府県に設置されている建設工事紛争審査会に対し、あつせん、調停及び仲裁を求めることができることとされている。

三 無許可業者に対する指導及び監督の考え方

1 法第二十八条第二項に基づく指示処分又は同条第三項に基づく営業停止処分を行う場合

(一) 契約締結の過程に関する法令違反

(1) 刑法（明治四十年法律第四十五号）違反（詐欺罪）

イ 代表権のある役員（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役一年以上の刑に処せられた場合は、一年間の営業停止処分を行うこととする。

ロ その他の場合においては、六十日以上営業停止処分を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三条で定める使用人（以下単に「使用人」という。）が刑に処せられたときは百二十日以上営業停止処分を行うこととする。

(2) 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）違反

イ 役員又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 特定商取引に関する法律第七条（訪問販売）、第十四条（通信販売）、第二十二条（電話勧誘販売）、第三十八条（連鎖販売取引）、第四十六条（特定継続的役務提供）又は第五十六条（業務提供誘引販売取引）に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第八条第一項（訪問販売）、第十五条第一項（通信販売）、第二十三条第一項（電話勧誘販売）、第三十九条第一項（連鎖販売取引）、第四十七条第一項（特定継続的役務提供）又は第五十七条第一項（業務提供誘引販売取引）に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(二) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

法第三条第一項及び建設業法施行令第一条の二第一項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が五百万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が一千五百万円以上又は延べ面積が百五十平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第二項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

(三) 粗雑工事等による重大なかし

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大なかしが生じたときは、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(四) 処分内容の公表

処分の内容については、速やかに公表することとする。

2 法第四十一条第一項に基づく指導を行う場合

1 及び3には該当しないものの、工事の技術的観点や請負金額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に法第四十一条第一項に基づく必要な指導、助言及び勧告を行うよう努めることとする。

3 その他

許可を受けないで建設業を営んだ場合や正当な理由がないのに契約を分割した場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等、建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な適用に努めることとする。

四 施行期日等

- 1 この基準は、平成十八年三月二十二日から施行する。
- 2 この基準は、その施行の日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

改正文（平成一九年告示第九四五号）抄
平成十九年十月五日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。